

「大阪府高等学校生物教育研究会協力会」会則

名称

1 本会は「大阪府高等学校生物教育研究会協力会」といい、事務局を本会会計幹事の自宅に置く。

目的

2 本会は、大阪府高等学校生物教育研究会（以下生物研究会と記す）の活動に協力・援助するとともに、会員相互の親睦をはかり、「生物」について研鑽することを目的とする。

事業

- 3 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 生物研究会の活動に対する助成
 - (2) 見学・観察・研修会の開催
(年1回程度の独自開催または生物研究会行事への参加)
 - (3) 懇親会（総会）の開催
 - (4) 生物研究会の周年祝賀行事への参加
 - (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

会員

- 4 本会の趣旨に賛同した次の者を会員とする。
- (1) 正会員（退職の生物研究会関係者）退職会員・名誉顧問・名誉会員
 - (2) 賛助会員（現役の生物研究会関係者）会長・副会長等

役員

- 5 本会に次の役員をおく。役員は総会で選出し、その任期は3年とする。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名（事務・会計・会計監査も担当）
 - (4) 賛助会員代表 2名

会議

- 6 本会に次の会議を設ける。
- (1) 総会（活動計画報告、決算等を行う。また会員相互の親睦を図る。）
 - (2) 役員会（会長が必要に応じて役員を招集し、会の運営に必要な事項を決める。）

会費

- 7 本会の会費は正会員については年間3,000円、賛助会員は2,000円とす

る。なお、寄付金は会費納入時または随時に受け入れる。